

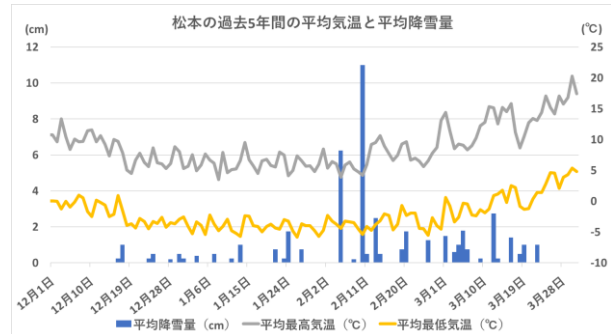
令和7年度冬季労働災害防止運動実施中

実施期間：令和7年12月1日から令和8年3月31日まで

例年、松本労働基準監督署管内においては、冬季間に労働災害が多発する傾向があります。

特に寒さが厳しくなる1月前後は予想外の事故も発生しやすくなることから、今年度も令和7年12月1日から令和8年3月31日までの期間に「令和7年度冬季労働災害防止運動」を展開することといたしました。

また、近年の松本地点における気象状況を確認すると12月10日頃から気温が一層下がり、また、降雪が発生する日が増え、1日当たりの降雪量も増加し、そのピークは2月初旬頃（2月10日前後）となり、そこから徐々に気温が上がっていくことが認められます。



このため、令和8年1月10日から令和8年2月10日までの期間を、「冬季転倒災害撲滅1か月チャレンジ」期間と位置づけ、重点的に冬季による転倒災害防止に取り組み冬季転倒災害撲滅を目指していただき、その前1か月間をアイドリング期間と位置づけ、転倒災害防止対策の準備と気象状況に応じて実施いただくとともに、後1か月間をフォローアップ期間として位置づけ、チャレンジ期間中及び以降の気象状況を考慮したうえで継続的に転倒災害防止に取り組んでいただきたいと思います。

12/1～12/9

12/10～R8/1/9

1/10～2/10

2/11～3/10

3/11～3/31

アイドリング期間

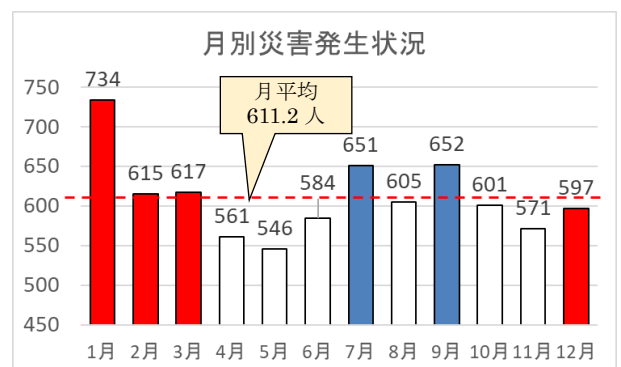
チャレンジ期間

フォローアップ期間

併せて各職場におかれましては、重点目標である転倒災害防止のための対策を入念に行うとともに事業場内外の危険箇所や機械設備等の再点検・再チェックを実施する等により、新年に向け、労働災害防止にとりくまれるよう要望します。

◆1月は災害多発月!!

過去20年間（平成17年1月から令和6年12月まで）に発生した労働災害を発生月別でみると1月が最も多く、734人が被災しています。新しい年を迎えるにあたり以下の事項を積極的に実施することにより、まずは1月を労働災害ゼロに収め、ひいては令和8年をゼロ災害の年にしましょう。



◆冬季労働災害第1位「転倒災害」

当署管内において冬季間（12月～3月）に最も多く発生した災害は「転倒災害」で、災害全体の32.2%が転倒災害です。（年間では24.6%）

工場・事務所等では従業員用駐車場から事業場出入口までにおいて、運送業・社会福祉施設等では配達先・利用者先で転倒するケースが目立ちます。

各事業場においては、通路の安全が確保されているか、職場周辺や外出先に危険な凍結箇所はないか等、入念にチェックしましょう。



◆冬季労働災害第2位「墜落・転落災害」

建設工事現場等における高所からの墜落・転落災害のみならず、設備作業・清掃作業・棚卸作業等における「梯子や脚立等」からの墜落・転落災害が多発しています。

高所で作業する場合は、墜落制止用器具（安全帯）・ヘルメット（墜落時保護機能付きのもの）の着用を徹底しましょう。

梯子や脚立を用いる場合は、正しい使用方法を確認し、遵守しましょう。

◆冬季労働災害第3位「動作の反動・無理な動作災害」

作業中の「動作の反動」や「無理な動作」を原因とする「腰痛災害」が多発しています。

寒い日・寒い場所では身体が冷えて硬くなることから腰痛多発の傾向があります。

作業前には腰痛体操やストレッチを必ず行い、作業場所の温度を適温に保つことや、防寒服を着用する等の対策を講じましょう。

◆冬季労働災害第4位「はさまれ・巻き込まれ災害」

機械設備の点検・清掃時等に、機械にはさまれたり、巻き込まれる災害が発生しています。

機械に生じた不具合や、ゴミの付着等を発見した際には、必ず該当機械設備を完全に停止させてから対処するようにしましょう。

点検等で機械の可動範囲内に立ち入る際は、操作盤の起動スイッチ等に「点検中のため起動厳禁」の表示をするよう徹底しましょう。

◆冬季労働災害第5位「交通事故災害」

「NO3急（ノーサンキュー）運転」（急ハンドル、急ブレーキ、急発進をしないこと）を心掛けさせるなど、冬季安全運転に関する教育を実施しましょう。

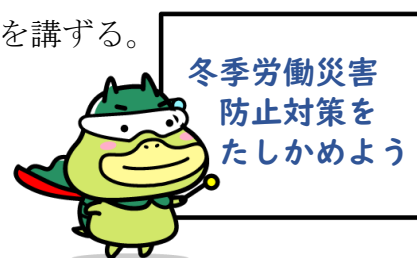
◆暖房器具等による「火災」に注意!!

冬季間は火災による労働災害も発生しやすくなります。

当署管内においても過去には、暖房器具付近にスプレー缶を放置したことによる爆発災害や、消毒用スプレーが引火したことによる火災災害等も発生していることから、暖房器具等火気の周囲は常に整理整頓し、可燃物や爆発の危険があるもの等は絶対に放置しないよう厳に注意しましょう。

◆事業場実施事項

- ①本運動の趣旨及び実施事項の周知を図り、安全衛生活動の活性化対策を講ずる。
- ②凍結・積雪による転倒災害の防止対策を講ずる。
- ③建物の屋根などの除雪作業における墜落等の労働災害防止対策を講ずる。
- ④上記③を除く除雪作業における労働災害防止対策を講ずる。
- ⑤建設工事現場における労働災害防止対策を講ずる。
- ⑥スリップ等による交通労働災害防止対策を講ずる。
- ⑦輸送・配達業務に関する労働災害防止対策を講ずる。
- ⑧高年齢労働者の安全衛生確保対策を講ずる。
- ⑨雪崩の際の労働災害防止対策を講ずる。
- ⑩内燃機関・練炭等による一酸化炭素中毒の予防対策を講ずる。



令和7年度冬季労働災害防止運動実施要綱（松本労働基準監督署）

1 主旨

例年、松本署管内においては冬季間に労働災害が多発し、特に1月にその傾向が著しい。

ここ数年間にわたる労働災害の増加傾向を減少に転じさせ、また、第14次労働災害防止計画の目標を達成するために、最も労働災害が発生する冬季間の労働災害を減少させることが重要な課題である。

特に、松本地点における過去5年間の気象状況を確認すると、12月10日頃から最高気温及び最低気温がともに徐々に下がってきており、また、降雪が発生する日も徐々に発生、1日あたりの降雪量も増加し、そのピークは2月初旬頃（2月10日前後）となり、そこから降雪を繰り返しながら気温が徐々に上昇していく状況が認められる。

このため当署では、安全衛生関係団体等と連携し、事業場における自主的な安全衛生管理活動の一層の推進と冬季労働災害のために「令和7年度冬季労働災害防止運動」を実施する。

特に、冬季労働災害の大多数を占める転倒災害防止を重点目標に掲げて運動を展開する。

2 重点目標 冬季における転倒災害防止

3 実施期間

令和7年12月1日（月）から令和8年3月31日（火）までとする。

また、近年の気象状況を踏まえ、令和8年1月10日（土）から令和8年2月10日（火）までの期間を、「冬季転倒災害撲滅1か月チャレンジ」期間と位置づけ、重点的に冬季による転倒災害防止に取り組む当期間中の冬季転倒災害撲滅を目指す。

このため、前1か月間をアイドリング期間、後1か月間をフォローアップ期間として位置づけ、アイドリング期間中には、冬季の転倒災害防止対策の準備と気象状況に応じてその実施に取り組むこととし、フォローアップ期間においては、チャレンジ期間中及び以降の気象状況を考慮したうえで継続的に転倒災害防止に取り組むこととする。

4 主唱者 松本労働基準監督署

5 実施者

管内各事業場。

なお、安全衛生関係団体等においては、これら事業場における活動を支援するものとする。

6 主唱者の実施事項

- (1) 転倒災害防止（7の（1）イに掲げる事項）を中心に冬季労働災害の防止（7の（1）ウからサに掲げる事項）に関する安全広報資料等の作成及び配布を行う。
- (2) 上記（1）について関係行政機関、各種団体等に対して協力要請を行う。
- (3) 上記（1）について安全衛生関係団体等の実施事項について指導援助する。
- (4) 事業場に対する各種指導時等に、冬季労働災害防止対策の実施について指導する。
- (5) 事業場の実施事項について指導援助する。
- (6) 広く本運動の周知を行う。

7 実施者の実施事項

(1) 事業場

ア 安全衛生活動の活性化対策

- (ア) 本運動の趣旨及び実施事項の周知を図り、労使による自主的な安全衛生活動を推進する。
- (イ) 安全衛生委員会等において、冬季労働災害防止対策について審議し、対策を検討する。
- (ウ) 経営首脳者、安全スタッフ等による職場の安全総点検を実施し、改善を要する事項については確実に改善を行う。
- (エ) 労働者に冬季労働災害防止対策に関する安全教育を実施し、就業に当たって必要な知識を付与する。

イ 凍結・積雪による転倒災害の防止対策

- (ア) 例年、凍結・積雪を原因とした転倒災害が多発しており、特に建物の出入口周辺、通路、駐車場、屋外の階段等での発生が顕著であることから、重点的に対策を講ずること。
- (イ) 作業通路・移動通路等には凍結・積雪を防止する対策を講ずること。
また、当該場所の凍結・積雪を確認した場合には、直ちにこれを排除するか、立入り禁止の措置を講ずること。
- (ウ) 作業通路・移動通路において、段差部や側溝等が積雪により隠れ、つまずきの危険がある場合にはポール等の標識を設置する等により注意喚起を行うこと。
- (エ) 早朝、夜間等で凍結路面等が見えにくい場所については、照明を設置する、既存照明の照度を上げる等の対策を講ずること。

(オ) 屋外の階段には滑り止めや手すりを設けること。

(カ) 凍結が予想される場所には、凍結防止剤を散布すること。

(キ) 滑りにくい靴を着用するとともに、靴底面のすり減り具合等も適宜確認すること。

特に、屋外通路や駐車場等において凍結による転倒災害が多発することから、これらの場所を歩行する者に対して滑りにくい靴の着用を勧奨すること。

(ク) 転倒のおそれのある場所では、衣服のポケットに手を入れたまま歩行しないこと。

また、当該場所においては、携帯電話・スマートフォン等で通話や操作をしながらの歩行（いわゆる「歩きスマホ」）は厳に禁止すること。

(ケ) 普段から足腰を動かすことやウォーミングアップが転倒防止に有効であることから、転倒防止体操や作業前体操等を実施すること。

(コ) 凍結した路面、除雪機等通過後の路面等における荷物の運搬方法、作業方法の見直しを行うこと。

(サ) 凍結・積雪により転倒のおそれがある場所を調べ、職場内の「危険マップ」を作成する等、危険の「見える化」を実施すること。

(シ) 凍結・積雪によるヒヤリ・ハット事例や上記（サ）の「危険マップ」を活用する等により、転倒災害の危険性を含めたリスクアセスメントを実施すること。

(ス) 上記（ア）から（シ）の事項について、労働者に対して周知・注意喚起等すべきものについては、教育やミーティングの場を通じて適時周知等すること。

ウ 建物の屋根などの除雪作業における墜落等の労働災害防止対策

(ア) 気象条件に十分注意し、大雪、大雨、強風等の場合や、気温の急激な上昇等気候の変化の直後は作業を行わないこと。

(イ) 屋根上での除雪作業に際しては、作業場所に開口部・天窓・スレート部分等、墜落・転落の危険箇所がないか確認すること。

(ウ) 屋根上での除雪作業に際しては、保護帽（墜落時保護用）、要求性能墜落制止用器具を着用すること。

(エ) 墜落の危険のある高さ2メートル以上の屋根上又ははしご上等で除雪作業を行う場合は、手すりを設置するか、これが困難な場合には、親綱を設置し、要求性能墜落制止用器具を確実に着用させる措置を講ずること。

(オ) 屋根への昇降用に移動はしごを使用する場合は、十分な長さのものを使用し、はしご上部を固定する等により転位（はしごが倒れたり滑り落ちたりすること）防止措置を講ずること。

(カ) 屋根上での除雪作業に際しては、屋根の先端を識別できるようにして、屋根の先端には近づかないようにすること。

(キ) 屋根上での除雪作業に際しては、同場所の軒下に立入り禁止措置を講じ、屋根上と軒下の同時並行作業は行わないこと。

(ク) 屋根上での除雪作業に際しては、墜落時保護機能を有した保護帽を着用すること。

(ケ) 軒先からせり出している雪や氷は、可能な限り地上の安全な場所から除去すること。

エ 上記ウを除く除雪作業における労働災害防止対策

(ア) 大雪や吹雪等の悪天候時には作業を行わないこと。

(イ) 除雪中に視界が悪くなったときには作業を中止すること。

(ウ) 除雪作業に際し、事前に墜落・転落の危険箇所や障害物等がないか確認すること。

(エ) 路肩等から転落の危険がある場合には、ポール等の標識を設置すること。

(オ) 除雪機等を使用する場合は、除雪範囲の状況を確認し、必要に応じ誘導者を配置し、誘導者には、運転者が容易に認識できる色彩の服装を着用させるとともに旗を持たせる等の対策を講ずること。

(カ) 除雪機等への巻き込まれを防止するため、運転時の周囲の確認、作業範囲への各作業員・誘導員等の立入り禁止の措置を徹底すること。特に発注者や元方事業者等は、関係請負人等（直接の作業を請負う者のほか、交通整理を請負う者など（受託者含む））と予め十分な打合せを行い、作業に入る前に各作業員・誘導員等の配置等を決定するとともに、当日の連絡調整を確実に実施し、関連する労働災害防止の徹底を行うこと。

(キ) 除雪機等に冰雪等が詰まったときは、機械が完全に停止してから冰雪を除去すること。排雪口等に詰まった冰雪を取り除こうとしたところ、エンジンを停止していたにもかかわらず冰雪を除去したとたんロータリー羽根が動作し手指を切断した事例も報告されていることから、当該部分に詰まった冰雪を手でかき出す等の行為は厳に禁ずること。

また、再起動する場合には、当該箇所付近から作業員が離れたことを確認してから操作すること。

(ク) 長期間使用していない除雪機械を使用する場合は、作業前に十分な点検と操作方法の確認を行うこと。

オ 建設工事現場における労働災害防止対策

- (ア) 凍結により滑りやすい通路・足場・作業床等には滑り止めの措置を講ずること。
- (イ) 足場、架設通路等が積雪により倒壊することのないよう、適切な時期に除雪を行うこと。
- (ウ) 仮設物から積雪を除去する際には、必ず要求性能墜落制止用器具等を使用し、滑りにくい靴を着用するとともに、上層から下層に向けて作業を行うこと。
なお、上層で作業する場合は下層域への労働者の立入りを禁止すること。
- (エ) 急激な積雪により仮設物が倒壊するおそれがある場合は、労働災害の発生を防止するため、高所作業車を使用する等により倒壊のおそれのある仮設物に労働者を近づけない方法による除雪を実施すること。
- (オ) 法面の下方において作業を実施する場合は、法面の凍結・融解による崩壊・落石を防止するため作業開始時及び凍結の融解時に点検を実施し、作業開始の適否の判断等を行うこと。
- (カ) 積雪・凍結の状況により、工期・施工期間・施工方法等を再検討し、必要に応じ作業の中断、工法の変更等について柔軟に対処すること。
- (キ) 車両系建設機械の移送は、運行経路等を定めた作業計画に基づき、専用のトレーラー等により行い、その積卸し作業は平坦な場所で滑り止めの設けた道板等を適正に使用させ、車両系建設機械の転倒・転落を防止すること。

カ スリップ等による交通労働災害防止対策

- (ア) 気象情報を踏まえた適切な走行計画を作成し、運転者に安全な走行速度を遵守させること。
- (イ) 冬用タイヤ等、路面の凍結・積雪状況を踏まえた適切な装備を装着し、運転者に対しては、安全運転の徹底に加え、急ハンドル、急ブレーキ、急発進を行わないなどの安全運転に関する教育を十分実施しスリップ事故を防止すること。
社用車を運転する者（送迎用マイクロバス運転者等含む。）については、特に配慮するとともに、定期健康診断の実施状況及び健康状態を確認し健康管理を行うこと。
- (ウ) 「交通労働災害防止のためのガイドライン」に基づく次の措置を徹底すること。
 - ①十分な睡眠時間の確保などを含めた適正な労働時間の管理及び走行管理を行うこと。
 - ②異常な気象、豪雪等により安全な運転の確保に支障が生じるおそれのある場合は、安全な運転の確保を図るため、運転者に対する必要な指示を行うこと。
通常の運行経路を再点検し、より安全な経路へ一時的に変更することもある有効であること。
 - ③異常な気象、豪雪等が発生した場合は、その状況を的確に把握し、運転者に対して迅速に伝達するよう努めること。その際、必要に応じて、走行を中止し、又は安全な場所での一時待機、徐行運転を行わせる等の適切な指示を行うこと。
さらに、運転者には、適宜事業場と連絡をとらせ、その指示に従わせること。
 - ④運転者の睡眠時間の確保、適正な労働時間等の管理並びに時間に余裕をもって走行できるよう、適切な運行計画を作成すること。

- (エ) 配送業務や送迎業務などの定まった経路を走行する場合には、事前に走行経路上における危険箇所等について洗い出しを行い「危険情報マップ（交通ヒヤリマップ）」などにより周知を図ること（必要に応じ通勤災害防止にも活用）。

キ 輸送・配達業務等に関する労働災害防止対策

- (ア) 交通労働災害ガイドラインで定める「異常気象等の際の措置」を道路への降雪・凍結時にも適用して、雪道・凍結などに配慮した対策を講ずること。
- (イ) 積卸し作業における労働災害防止対策
 - ①積雪・凍結により滑りやすいプラットホーム、通路等は常に除雪し、凍結防止に努め、必要な滑り止め措置を講ずること。
 - ②履物は滑りやすいものを避け、トラック荷台（アオリを含む）、ステップ等からの転落防止の徹底を図ること。

ク 高齢労働者の安全衛生確保等対策

- 高齢労働者の安全と健康確保のため、「高齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン（エイジフレンドリーガイドライン）」に定める事項に取り組むとともに、冬季においては以下の事項についても留意すること。
- (ア) 冬季における作業環境の変化を踏まえつつ、高齢労働者の身体機能の低下等による労働災害の発生リスクについて、災害事例等から危険源の洗い出しを行い、事業場の施設、設備、装置等の改善を検討し、必要な対策を行うこと。

- (イ) 視力や明暗の差への対応力が低下することを前提に、照度の確保、照度が極端に変化する場所や作業の解消を図ること。特に、冬季は日没が早くなり凍結等した箇所が不鮮明となることに留意すること。
- (ウ) 低温環境下においては加齢に伴って低下した身体機能がより低下しやすいため、日ごろから足腰を中心とした柔軟性や筋力を高めるためのストレッチや軽いスクワット運動、転倒予防体操（いきいき健康体操）等を取り入れ、基礎的な体力の維持と生活習慣の改善に取り組むとともに、作業開始前に体をほぐしてから作業できるよう柔軟性の確保に配慮すること。
- (エ) 脳・心臓疾患が起こる確率は加齢にしたがって徐々に増加するとされていることから、高齢労働者については基礎疾患の罹患状況を踏まえ、労働時間の短縮や深夜業の回数の減少、作業の転換等の措置を講ずること。特に、冬季はヒートショック（気温変化による脳・心臓疾患）を発症する可能性があることにも留意すること。

ケ 雪崩の際の労働災害防止対策

- (ア) 作業等の計画段階において、予め作業箇所周辺の地形、植生の状況、過去の積雪記録、雪崩発生の有無等を調査するとともに、専門家の意見を聴き、危険が予想される箇所には事務所、休憩場所等を設けないこと。
- (イ) 日々の作業開始前に作業箇所周辺の雪底、亀裂、吹き溜まりなどの積雪の状況等について点検を行い、その結果に基づき、作業開始の適否の判断等を行うこと。
- (ウ) 作業の中止・待避等を判断する者を指名するとともに、雪崩が発生した場合の連絡及び避難の場所・方法等を定めておくこと。
- (エ) 降積雪期間中は気象観測機関の雪崩に関する警報、注意報に十分注意を払うとともに、降雪量、積雪量、最高及び最低気温を把握し、雪崩の発生が予想される場合には作業を中止するとともに、当該危険区域への立入りを禁止すること。

コ 内燃機関・練炭等による一酸化炭素中毒の予防対策

- (ア) 一酸化炭素中毒の危険性・有害性及び注意事項を関係労働者に周知すること。
- (イ) 作業場所や休憩施設の暖房器具には原則として練炭を使用しないこと。
- (ウ) 火気使用場所の換気を十分に実施すること。
- (エ) 自然換気が不十分な場所では、発電機、エンジンポンプ等の内燃機関や練炭コンロなどの使用は避けること。
- (オ) 一酸化炭素中毒の危険のある場所への立入りを禁止すること。
やむを得ず立ち入る場合には、一酸化炭素濃度・酸素濃度の測定及び換気の実施、呼吸用保護具の着用を徹底すること。
- (カ) コンクリートの保温養生等で、やむを得ず内燃機関、練炭コンロ等を使用する場合は、関係者への周知・教育、使用場所への危険表示、立ち入り禁止の表示を行うこと。（主に建設業関連）
- (キ) 屋内においては、時間の長短にかかわらず、内燃機関を使用しないこと。
また、内燃機関の排気ガスが、労働者のいる屋内に入り込まないようににも注意すること。

サ その他留意事項

- (ア) 防寒着のフードや裾等が、機械の可動部分や操作レバー等につかかることによる不慮の災害が発生していることから、防寒具の着用状況・動作等には十分注意すること。
 - (イ) 暖房機器等の周辺に可燃物や危険物の入った容器（スプレー缶など）等を放置しないこと。
 - (ウ) 新型コロナ、インフルエンザ、ノロウイルス等の感染症対策を十分に講ずること。なお、この場合、上記サ（イ）に留意すること。
 - (エ) 急な寒波などの悪天候により作業が計画どおりに進まない可能性があることに留意し、労働時間や業務内容等について、冬季特有の事情に配慮して負担軽減を図ること。
- (2) 安全衛生関係団体・事業者団体等
 - ア 会員事業場に対し、本運動の周知啓発を行う。
 - イ 会員事業場の経営首脳者に対し、自ら率先して労働災害防止活動に努めるよう要請する。
 - ウ 会員事業場の実施事項について、必要な指導援助を行う。
 - エ 各種講習や教育の場を活用し、本運動における労働者の役割等の周知を図る。

この資料の問い合わせ先

松本労働基準監督署 安全衛生課

（電話 0263-44-1252）

まで